

山口県地域防災計画

新旧対照表 (その他の修正事項)

(案)

目次

岩国錦帯橋空港開港に伴う修正	・ ・ ・	1
緊急輸送道路の変更	・ ・ ・	11
支援物資物流システムの構築	・ ・ ・	16
放射性物質の保安対策	・ ・ ・	18

山口県地域防災計画本編修正案（岩国錦帯橋空港関係）新旧対照表

現行	修正案
<p>第2編 災害予防計画 第16章 交通災害予防計画 第2節 航空災害予防計画 本計画は、県が管理者である山口宇部空港における航空機災害の被害軽減を目的として、県及び市町がとる災害予防対策について定める。 なお、県内には他に3つの非公共共用飛行場（自衛隊及び米軍使用）が所在しており、これらの飛行場及び周辺地域における航空機災害防止については、それぞれの機関においてその使用形態に応じた災害防止対策が講じられている。</p> <p>第1項 航空災害予防対策 【県（港湾課、防災危機管理課）・国（福岡航空測候所山口宇部空港出張所、大阪航空局山口宇部空港出張所）・市町（消防機関）・航空運送事業者】</p> <p>1 航空交通の安全のための情報の充実 (1) 福岡航空測候所山口宇部空港出張所は、(略)</p> <p>2 飛行場の保安管理の充実 県及び大阪航空局山口宇部空港出張所は、(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第16章 交通災害予防計画 第2節 航空災害予防計画 本計画は、国が管理者である岩国飛行場（民間機のみ。）及び県が管理者である山口宇部空港における航空機災害の被害軽減を目的として、県及び市町がとる災害予防対策について定める。 なお、県内には他に3つの非公共共用飛行場（自衛隊及び米軍使用。ただし、岩国飛行場については民間との共用。）が所在しており、これらの飛行場及び周辺地域における航空機災害防止については、それぞれの機関においてその使用形態に応じた災害防止対策が講じられている。</p> <p>第1項 航空災害予防対策 【国（大阪航空測候所広島出張所、福岡航空測候所山口宇部空港出張所、大阪航空局岩国空港事務所、山口宇部空港出張所）・県（港湾課、防災危機管理課）・市町（消防機関）・航空運送事業者】</p> <p>1 航空交通の安全のための情報の充実 (1) 大阪航空測候所広島出張所及び福岡航空測候所山口宇部空港出張所は、(略)</p> <p>2 飛行場の保安管理の充実 大阪航空局岩国空港事務所及び山口宇部空港出張所並びに県は、(略)</p> <p>3 国（大阪航空局岩国空港事務所）の対応 岩国空港事務所は、岩国飛行場民航地区の管理者として航空法により飛行場内における航空機災害についての保安管理責任が課されていることから、適正な保安管理を遂行するため、関係機関の協力のもと次の対策を推進するものとする。</p> <p>(1) 消火救難設備の整備 消火救難隊が適切な救難活動が行えるよう必要な設備の整備充実を推進する。(初期消火活動は米軍対応)</p> <p>・岩国空港事務所の整備すべき資機材 ア 救急医療搬送車 イ 航空機火災等から救助を行うための救助工作車を1台設置すること。 イ 通信設備 迅速な救難活動を行うため、岩国市又は周辺市町の消防機関との間に専用電話又は無線通信設備を設置すること。 ウ 前述の救難設備を有効に操作し、事故の現場に搬送できる要員を確保すること。</p>

(2) 救急資機材の整備充実

航空機事故が発生した場合は多くの死傷者が生じるのが通例であり、災害想定を基にして必要な医薬品、資機材の整備充実を図る。

(3) 連絡体制及び手続の整備

災害発生時等における関係機関への通報連絡体制の整備を図るとともに、消火救難隊、市町消防機関、警察等関係機関との間の情報連絡が容易に行えるよう通信連絡手段の整備を推進する。

(4) 応援体制の整備

災害発生時における消防救難活動を円滑に行うには、地元消防機関、隣接市町その他の関係機関の支援又は協力が必要となるため、これら関係機関との間における災害応急対策に関する協定等の締結を図るものとする。

(5) 訓練の実施

航空機災害に際して迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、防災技術の習熟、関係機関相互における支援体制の強化等を目的とした実地的な訓練を実施する。

4 県の対応

県は、山口宇部空港の飛行場管理者として（略）

5 市町（消防機関）

6 関係機関

第2項 規制措置の実施の推進

【国（大阪航空局岩国空港事務所、山口宇部空港出張所）】

2 大阪航空局岩国空港事務所及び山口宇部空港出張所は、関係する航空会社に対し航空法の遵守並びに運航の監督及び必要な指導を強化するなどして、航空災害予防に努めるものとする。

第3項 化学工場等における航空事故による産業災害の防止

【国（大阪航空局広島空港事務所、北九州空港事務所、岩国空港事務所）・関係市町】

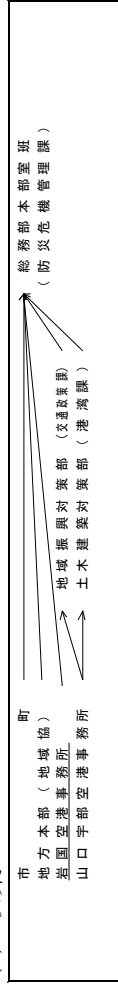
第3編 災害応急対策計画

第2章 災害情報の収集・伝達計画

第2節 災害情報収集・伝達計画

9 空港の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達

(1) 収集



第5節 交通規制

3 県の対応

県は、飛行場管理者として（略）

4 市町（消防機関）

5 関係機関

第2項 規制措置の実施の推進

【国（大阪航空局山口宇部空港出張所）】

2 大阪航空局山口宇部空港出張所は、関係する航空会社に対し航空法の遵守並びに運航の監督及び必要な指導を強化するなどして、航空災害予防に努めるものとする。

第3項 化学工場等における航空事故による産業災害の防止

【国（広島空港事務所、北九州空港事務所）・関係市町】

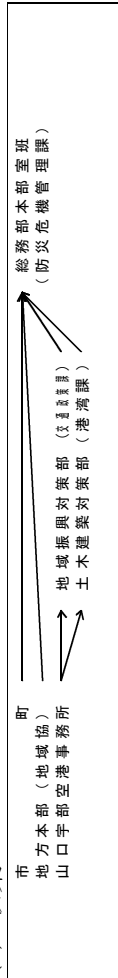
第3編 災害応急対策計画

第2章 災害情報の収集・伝達計画

第2節 災害情報収集・伝達計画

9 空港の被害及び応急対策の状況に関する情報の収集・伝達

(1) 収集



第8章 緊急輸送計画

第5節 交通規制

第3項 航空交通規制等

【国土交通省広島空港事務所・北九州空港事務所】

広島空港事務所又は北九州空港事務所は、災害が発生した場合、航空機の安全を図る観点から以下の対策を講じる。

第22章 交通災害対策計画

第2節 航空災害対策計画

第1項 空港の所在地・管理者等

岩 国 市	海上自衛隊岩国航空基地	海上自衛隊第31航空群司令
	米国海兵隊岩国航空基地	米国海兵隊岩国航空基地司令

第2項 民間航空機災害応急対策活動

【国（大阪航空局山口宇部空港出張所、北九州空港事務所、広島空港事務所）、（略）】

1 実施機関

（新設）

第3項 航空交通規制等

【大阪航空局広島空港事務所・岩国空港事務所・北九州空港事務所】

大阪航空局広島空港事務所、岩国空港事務所又は北九州空港事務所は、災害が発生した場合、航空機の安全を図る観点から以下の対策を講じる。

第22章 交通災害対策計画

第2節 航空災害対策計画

第1項 空港の所在地・管理者等

岩 国 市	岩国飛行場（民航地区）	国土交通大臣	岩国管理空港
	海上自衛隊岩国航空基地	海上自衛隊第31航空群司令	
	米国海兵隊岩国航空基地	米国海兵隊岩国航空基地司令	

第2項 民間航空機災害応急対策活動

【国（大阪航空局広島空港事務所、岩国空港事務所、山口宇部空港出張所、北九州空港事務所）、（略）】

1 実施機関

（2）国（大阪航空局岩国空港事務所）

ア 航空機の墜落炎上、遭難等の発生を知ったとき、又は発見者から通報を受けたときは、2に定める通報連絡系統により関係機関に通報する。

イ 空港内及び周辺地域において航空機事故が発生した場合には、別に定める「岩国空港緊急計画」に基づき初期消火、救助活動、空港利用者等の避難誘導措置等を講じるとともに、地元消防機関、警察の協力を得て消防活動、救助活動等必要な措置を講じる。

ウ 空港内及び周辺地域での大規模な航空機事故により多数の死傷者が発生した場合、救助活動等必要な措置を講じる。

エ 岩国空港事務所長は、災害の状況に応じて自衛隊の災害派遣に係る要請を行う。

（この場合の要請手続き等については、第7章第2節自衛隊災害派遣要請計画参照）

オ 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材の確保を関係機関に要請する。

（3）県

（4）市町（消防機関）

エ（略）

山口宇部空港内での災害にあつては、山口宇部空港事務所と協力して救助所、収容所の設置を行う。

（4）

災害事象	県の実施体制	実施する応急対策の概要及び実施機関等
<p>1 岩国飛行場就航機が途中で遭難又は行方不明になった場合（県域外）</p>	<p>第1非常体制 (1) 総務部内に次の課で構成する「航空機遭難救助連絡本部」を設置する。 (2) 構成課及び出先機関 ア 防災危機管理課 イ 交通政策課 ウ 広報広聴課 エ 出先機関 ・岩国県民局</p>	<p>遭難の事実確認、遭難場所、乗客の安否等の情報収集活動を主体とする体制で、関係機関、航空会社、墜落現地等から得た情報を県に連絡するとともに、県民に対し安否情報等の広報を実施する。 《応急対策活動の概要等》 (1) 情報収集活動 ア 捜索救難調整本部、大阪航空局（広島・岩国・北九州空港事務所）との間の連絡調整 イ 消防庁を通じての情報収集 ウ 警察庁を通じての情報収集 エ その他自衛隊、海上保安部等を通じての情報収集 オ 航空会社を通じての情報収集 ア 利用客、家族等への広報活動 イ 遭難者数及び住所、氏名 ウ 遭難発生（見込み）場所情報 エ 航空会社、国、県等の対応状況 オ その他必要事項</p>

<p>2 山口宇部空港就航機が途中で遭難又は行方不明になった場合（県域外）</p>	<p>第1非常体制 (1) 土木建築部内に次の課で構成する「航空機遭難救助連絡本部」を設置する。 (2) 構成課及び出先機関 ア 港湾課 イ 監理課 ウ 防災危機管理課 エ 交通政策課 オ 広報広聴課 カ 出先機関 ・山口宇部空港事務所 ・宇部県民局</p>	<p>遭難の事実確認、遭難場所、乗客の安否等の情報収集活動を主体とする体制で、関係機関、航空会社、墜落現地等から得た情報を県に連絡するとともに、県民に対し安否情報等の広報を実施する。 《応急対策活動の概要等》 (1) 情報収集活動 ア 捜索救難調整本部、大阪航空局（広島・岩国・北九州空港事務所）との間の連絡調整 イ 消防庁を通じての情報収集 ウ 警察庁を通じての情報収集 エ その他自衛隊、海上保安部等を通じての情報収集 オ 航空会社を通じての情報収集 (2) 利用客、家族等への広報活動 ア 遭難者数及び住所、氏名 イ 遭難発生（見込み）場所情報 ウ 航空会社、国、県等の対応状況 エ 事故後の運航状況 オ 住民等への協力依頼 カ その他必要事項</p>
---	---	---

<p>1 山口宇部空港就航機が途中で遭難又は行方不明になった場合（県域外）</p>	<p>第1非常体制 (1) 土木建築部内に次の課で構成する「航空機遭難救助連絡本部」を設置する。 (2) 構成課及び出先機関 ア 港湾課 イ 監理課 ウ 防災危機管理課 エ 交通政策課 オ 広報広聴課 カ 出先機関 ・山口宇部空港事務所 ・宇部県民局</p>	<p>遭難の事実確認、遭難場所、乗客の安否等の情報収集活動を主体とする体制で、関係機関、航空会社、墜落現地等から得た情報を県に連絡するとともに、県民に対し安否情報等の広報を実施する。 《応急対策活動の概要等》 (1) 情報収集活動 ア 捜索救難調整本部、大阪航空局（広島・北九州空港事務所）との間の連絡調整 イ 消防庁を通じての情報収集 ウ 警察庁を通じての情報収集 エ その他自衛隊、海上保安部等を通じての情報収集 オ 航空会社を通じての情報収集 (2) 利用客、家族等への広報活動 ア 遭難者数及び住所、氏名 イ 遭難発生（見込み）場所情報 ウ 航空会社、国、県等の対応状況 エ 事故後の運航状況 オ 住民等への協力依頼 カ その他必要事項</p>
---	---	--

<p>3 岩国飛行場内又は周辺地域において航空機事故が発生した場合</p>	<p>第2非常体制 (1) 総務部内に次の課で構成する「航空機事故連絡本部」を設置する。 (2) 構成課及び出先機関 ア 防災危機管理課 イ 岩国基地対策室 ウ 医務保険課 エ 厚政課 オ 交通政策課 カ 広報広聴課 キ 出先機関 ・岩国地域行政連絡協議会 (3) なお、災害の状況によっては、「災害対策本部」を設置する。</p>	<p>航空機のトラブル、アクシデント等による岩国飛行場への緊急着陸等の情報が入った場合で、空港内又はその周辺地域における墜落炎上等緊急事態に備える体制で、情報の収集、人命の確保、被害の軽減に必要な体制の確立及び事前の応急対策を実施する。 《応急対策活動の概要等》 (1) 情報収集活動 ア トラブル、アクシデントの状況 イ 旅客・乗務員数及び住所・氏名 ウ その他必要事項 (2) 防災関係機関への通報連絡 本節第2項2(1)により通報連絡を行う。 (3) 初期対応事項 ア 空港周辺道路の交通規制措置 イ 空港周辺海域航行船舶への注意の呼び掛け等 ウ 必要に応じて周辺地域、利用者への広報 広報事項として考えられる事 ・ トラブル、アクシデントの状況 ・ 緊急着陸予定時刻 ・ 乗客・乗務員数及び住所、氏名 ・ 航空会社、国、県、市町等の対応状況の概要 ・ 今後の空港の利用、航空機の運航予定状況 ・ 住民等への協力依頼(避難、救助活動等) ・ その他必要事項 (4) 防災関係機関への要員、資機材の派遣要請等 ア 地元医療機関 イ 県医師会 ウ 近隣消防本部 エ 自衛隊 オ 海上保安部・署 カ その他関係防災機関 (5) その他必要事項</p>
---------------------------------------	---	---

<p>第3非常体制 (1) 知事は直ちに次の部からなる「災害対策本部」を設置するとともに現地に「現地災害対策本部」を設置する。</p>	<p>岩国飛行場内又はその周辺で航空機の墜落炎上等の災害が発生した場合で、山口県が防災関係機関と協力し、全力を上げて人命の救助及び消火活動等に取り組み体制。 なお、関係機関が到着するまでの応急対策は、現地関係機関が実施することになる。</p>
---	---

(2) 構成対策部
 ア 総務部
 イ 総合政策部
 ウ 東京連絡部
 エ 地域振興対策部
 オ 災害救助部
 カ 商工労働対策部
 キ 土木建築対策部
 ク 公安部
 ケ 災害の規模によっても
 はその他の部の設置も
 ある。
 (3) 災害応急活動を円滑に
 実施する上で関係機関の
 調整が必要になったとき
 は、現地災害対策本部内
 に応急対策機関の長を構
 成員とする「災害対策総
 合連絡本部」設置する。
 (災害対策本部、現地災害
 対策本部及び災害対策総合
 連絡本部の設置及び運営等
 については第1章に定める
 ところによる。)

《応急対策活動の概要等》
 (1) 発災初期の救助消火活動
 ア 岩国空港事務長が指揮を執り、岩国飛行場消
 火救難隊をもって、初期消火、救助活動及び利
 用客等の避難誘導活動等を実施する。
 イ また関係機関への通報連絡を行い、早期に消
 火、救助体制を確立する。
 (2) 応急対策活動
 ア 消火活動
 (7) 実施事項 岩国地区消防本部
 (4) 実施事項
 a 化学消防車、化学消火剤等による消火支援
 活動を重点的に実施する。
 b 消防長又は消防署長は、必要に応じて空港警
 戒区域を設定する。
 c 災害の規模が大きく、宇部岩国地区消防本
 部の消防力では対応できないと判断された場
 合は、相互応援協定に基づき空港周辺市町、
 防援助隊及び他県の消防機関に応援を求め
 る。
 救助救出及び遺体の捜索
 (7) 実施機関
 a 航空会社
 b 国（岩国空港事務所）
 c 県（本庁関係課及び関係出先機関）
 d 岩国市、岩国地区消防本部
 e 地元医療機関、山口大学医学部附属病院
 f 県警察本部（岩国警察署、近隣警察署）
 g 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会
 h 日本赤十字社山口県支部
 i 岩国海上保安署、広島海上保安部
 j 周辺市町消防機関
 k 自衛隊（海上自衛隊第31航空群、第17
 普通科連隊）
 l 地元漁協等その他の機関
 (4) 実施事項
 航空機の乗客、被災住民の救出、救護、収
 容等については以下の対策を主体に実施するこ
 とになる。
 a 救出班の派遣
 救助実施機関は救出班を編成し、担架等救
 助工作資機材を投入し、迅速に救助活動を実
 施する。
 b 救護班の派遣
 負傷者の医療救護は、地元医師会、県医師
 会、県歯科医師会、日赤山口県支部及び地方
 独立行政法人山口県立病院機構が編成する救
 護班の派遣を受け、応急措置を施した後、あ
 らかじめ指定された市内、近郊の医療機関に
 搬送する。
 (協力機関及び県立総合医療センターが編成
 する医療救護班は、第4章第3節「真団発生
 傷病者救急医療計画」の定めるところによ
 る)

	<p>交通規制 (7) 実施機関 県警察署 (岩国警察署)、岩国海上保安署 (4) 実施事項 a 災害が発生した場合、県警察は空港に通じる道路、空港周辺道路等について必要な交通規制を行う。 b 海上保安部・署は空港周辺海域への船舶の航行規制等必要な規制を行う。 c 前記の交通規制を実施したときは、その旨を地域住民、交通関係者、一般利用者等に広報し協力を求める。</p>
--	---

<p>4 山口宇部空港内又は周辺地域において航空機事故が発生した場合</p>	<p>第2非常体制 (1) 土木建築部内に次の課で構成する「航空機事故連絡本部」を設置する。 (2) 構成課及び出先機関</p> <p>ア 港湾課 イ 監理課 ウ 防災危機管理課 エ 医務保険課 オ 厚政課 カ 交通政策課 キ 広報広聴課</p>	<p>航空機のトラブル、アクシデント等による山口宇部空港への緊急着陸等の情報が入った場合で、空港内又はその周辺地域における墜落炎上等緊急事態に備える体制で、情報の収集、人命の確保、被害の軽減に必要な体制の確立及び事前の応急対策を実施する。 《応急対策活動の概要等》 (1) 情報収集活動 ア トラブル、アクシデントの状況 イ 旅客・乗務員数及び住所・氏名 ウ その他必要事項 (2) 防災関係機関への通報連絡 本節第2項②により通報連絡を行う。</p>
--	---	---

<p>5 県域内で旅客航空機の遭難、行方不明又は墜落等の事故が発生した場合</p>	<p>第3非常体制 (1) 知事は直ちに次の部からなる「災害対策本部」を設置するとともに現地に「現地災害対策本部」を設置する。</p>	<p>県域内で旅客航空機の遭難、行方不明又は墜落等の事故が発生した場合、県が防災関係機関と協力し、全力を上げて人命の救助及び消火活動等に取り組み体制。 なお、関係機関が到着するまでの応急対策は、現地関係機関が実施することになる。</p>
---	--	---

- 4 災害情報の収集伝達
(1) 大阪航空局岩国空港事務所長・山口宇部空港事務所長
ア 発見者、航空会社、関係機関等から事故等の通報を受けた場合は、直ちに第2項2に定める通報連絡系統により関係機関に通報する。
イ 山口宇部空港事務所長は、発災初期の情報収集伝達にあたっては、災害の規模により必要に応じて、宇部地域行政連絡協議会(宇部県民局)に職員

<p>2 山口宇部空港内又は周辺地域において航空機事故が発生した場合</p>	<p>第2非常体制 (1) 土木建築部内に次の課で構成する「航空機事故連絡本部」を設置する。 (2) 構成課及び出先機関</p> <p>ア 港湾課 イ 監理課 ウ 防災危機管理課 エ 医務保険課 オ 厚政課 カ 交通政策課 キ 広報広聴課</p>	<p>航空機のトラブル、アクシデント等による山口宇部空港への緊急着陸等の情報が入った場合で、空港内又はその周辺地域における墜落炎上等緊急事態に備える体制で、情報の収集、人命の確保、被害の軽減に必要な体制の確立及び事前の応急対策を実施する。 《応急対策活動の概要等》 (1) 情報収集活動 ア トラブル、アクシデントの状況 イ 旅客・乗務員数及び住所・氏名 ウ その他必要事項 (2) 防災関係機関への通報連絡 本節第2項①により通報連絡を行う。</p>
--	---	---

<p>3 県域内で旅客航空機の遭難、行方不明又は墜落等の事故が発生した場合</p>	<p>第3非常体制 (1) 知事は直ちに次の部からなる「災害対策本部」を設置するとともに現地に「現地災害対策本部」を設置する。</p>	<p>県域内で旅客航空機の遭難、行方不明又は墜落等の事故が発生した場合、県が防災関係機関と協力し、全力を上げて人命の救助及び消火活動等に取り組み体制。 なお、関係機関が到着するまでの応急対策は、現地関係機関が実施することになる。</p>
---	--	---

- 4 災害情報の収集伝達
(1) 山口宇部空港事務所長
ア 発見者、航空会社、大阪航空局山口宇部出張所等から事故等の通報を受けた場合は、直ちに第2項2に定める通報連絡系統により港湾課及び関係機関に通報する。
イ 発災初期の情報収集伝達にあたっては、災害の規模により必要に応じて、宇部地域行政連絡協議会(宇部県民局)に職員を要請し、必要な体制を確立するものとする。

ウ 事故等発生時の県への報告は、次の事項（山口県山口宇部空港空港災害対策要綱9(2)）について電話、防災無線その他最も迅速な手段で行うものとする。

第3項 自衛隊基地及び米軍基地航空災害対策

<p>海上自衛隊 岩国航空基地</p> <p>米海兵隊 岩国航空基地</p>	<p>米海兵隊岩国航空基地周辺 地域航空事故連絡協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国防衛局、岩国防衛事務所 ・海上自衛隊第31航空群 ・米海兵隊岩国航空基地 ・県、岩国市、柳井市、和木町、周防大島町 ・中国管区警察局、県警察本部、岩国警察署、柳井警察署 ・第六管区海上保安本部、広島海上保安部、岩国海上保安署、柳井海上保安署 ・岩国地区消防組合、柳井地区広域消防組合（この他広島県、愛媛県の関係機関で構成）
--	-------------------------------------	--

第4項 消防活動

1 消防資機材、化学消火剤の保有状況
(新設)

- (1) 山口空港事務所
- (2) 地元消防機関

ウ 事故等発生時の県への報告は、次の事項について電話、防災無線その他最も迅速な手段で行うものとする。

第3項 自衛隊基地及び米軍基地航空災害対策

<p>海上自衛隊 岩国航空基地</p> <p>米海兵隊 岩国航空基地</p>	<p>米海兵隊岩国航空基地周辺 地域航空事故連絡協議会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中国四国防衛局、岩国防衛事務所 ・海上自衛隊第31航空群 ・米海兵隊岩国航空基地 ・県、岩国市、柳井市、和木町、周防大島町 ・中国管区警察局、県警察本部、岩国警察署、柳井警察署 ・岩国空港事務所 ・第六管区海上保安本部、広島海上保安部、岩国海上保安署、柳井海上保安署 ・岩国地区消防組合、柳井地区広域消防組合（この他広島県、愛媛県の関係機関で構成）
--	-------------------------------------	--

第4項 消防活動

1 消防資機材、化学消火剤の保有状況

- (1) 大阪航空局岩国空港事務所
大阪航空局岩国空港事務所が保有する化学消防車、化学消火剤については資料編参照
- (2) 山口空港事務所
- (3) 地元消防機関

山口県地域防災計画本編修正案

(緊急輸送道路関係) 新旧対照表

現行	修正案
<p>第2編 災害予防計画 第10章 緊急輸送ネットワークの整備 第1節 緊急輸送ネットワークの作成 第1項 緊急輸送ネットワークの作成 1 輸送施設等の指定 (1) 道路 ア 緊急輸送道路として主要となる幹線路線の指定 イ 幹線路線が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定 ウ 緊急輸送道路を補完する道路の指定 (3) 漁港 ア 地域の特性を考慮し、港湾において指定した海上緊急輸送基地を保管する漁港の指定 (新設) 第3節 道路啓開 道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業者、団体との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第8章 緊急輸送計画 第1節 緊急輸送ネットワークの整備 第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定 1 緊急輸送施設等の指定 (1) 道路 県は、県庁、広域輸送拠点、市町災害対策本部及び隣接県並びに拠点医療機関と接続し、また、これを補完する道路を緊急輸送道路として指定する。 指定基準 ア 高速自動車道及び一般国道とこれにアクセスする道路 イ 県庁、出先機関及び市役所、町村役場を結ぶ主要幹線道路 第2節 緊急道路啓開 緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことで、県・市町は、各種救援活動を円滑に実施するため、次の基準により緊急度の高い順に第1次緊急啓開道路、第2次緊急啓開道路に区分し、各道路管理者は、この路線における障害物の除去、道</p>	<p>第2編 災害予防計画 第10章 緊急輸送活動 第1節 緊急輸送ネットワークの整備 第1項 緊急輸送ネットワークの作成 1 輸送施設等の指定 (1) 道路 ア 緊急輸送道路として主要となる幹線的な道路の指定 イ 幹線的な道路が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定 (削除) (3) 漁港 ア 海上緊急輸送基地となる主要な漁港の指定 イ 海上緊急輸送基地を補完する漁港の指定 第3節 道路啓開 道路管理者は、発災後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業協会、高速道路株式会社等との間であらかじめ協定を締結するなどして体制を整備しておく。</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第8章 緊急輸送計画 第1節 緊急輸送ネットワークの整備 第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定 1 緊急輸送施設等の指定 (1) 道路 県は、県庁、広域輸送拠点、市町庁舎及び隣接県並びに災害拠点病院等とを接続し、また、これを補完する道路を緊急輸送道路として指定する。 指定基準 ア 高速自動車道及び一般国道とこれにアクセスする幹線的な道路 イ 県庁、出先機関及び市役所、町役場を結ぶ幹線的な道路 第2節 緊急道路啓開 緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことで、各道路管理者において、対象道路の障害物の除去、道路の損壊等の応急補修を優先的に行うこととする。</p>

路の損壊等の応急補修を優先的に行うこととする。

第1項 緊急啓開道路の選定基準

1 第1次緊急啓開道路

(1) 高速自動車道、主要国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等の幹線道路

(2) 病院、消防署、警察署等の実活動部隊の拠点を結ぶ道路

(3) 県庁及び総合庁舎等（災害対策地方本部となる出先機関の庁舎）を結ぶ道路

2 第2次緊急啓開道路

(1) 第1次緊急啓開道路と市町災害対策本部が設置される庁舎を結ぶ道路

(2) 第1次緊急啓開道路と主要公共施設を結ぶ道路

(3) 第1次緊急啓開道路と救援物資等の備蓄倉庫を結ぶ道路

(4) 他県、市町の第2次緊急啓開道路との接続道路

第3節 輸送車両等の確保

第3項 緊急啓開作業体制

2 啓開作業

(4) 道路の確保に当たっては、2車線の確保を原則とするが、止むを得ない場合には、1車線とし、適当な箇所に車両の交錯ができる待避所を設ける。

(6) 道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業協会等関係団体の支援を要請する。

第4項 道路啓開に必要な資器材の確保

【各道路管理者】

各道路管理者は、平素から道路啓開に必要な資器材の備蓄整備を行うとともに、建設業界等を通じて、使用できる建設機械等必要な資器材確保に努める。

第1項 緊急啓開道路の選定基準

被災状況を確認して、山口県緊急輸送道路ネットワーク計画の対象路線から選定する。ただし、対象道路の損傷が大きく応急復旧が困難である場合は代替路線を詮索する。

第3節 輸送車両等の確保

第3項 緊急啓開作業体制

2 啓開作業

(4) 道路の確保に当たっては、2車線の確保を原則とするが、止むを得ない場合には、1車線とし、適当な箇所に車両の離合ができる待避所を設ける。

(6) 道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業協会、高速道路株式会社等の支援を要請する。

第4項 道路啓開に必要な資器材の確保

【各道路管理者】

各道路管理者は、平素から道路啓開に必要な資器材の備蓄整備を行うとともに、建設業協会、高速道路株式会社等を通じて、使用できる建設機械等必要な資器材確保に努める。

山口県地域防災計画震災対策編修正案（緊急輸送道路関係）新旧対照表

現行	修正案
<p>第2編 災害予防計画 第13章 緊急輸送ネットワークの形成 第1項 緊急輸送ネットワークの形成 1 輸送施設等の指定 (1) 道路 ア 緊急輸送道路として主要となる幹線路線の指定 イ 幹線路線が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定 ウ 緊急輸送道路を補完する道路の指定 (3) 漁港 ア 地域の特性を考慮し、港湾において指定した海上緊急輸送基地を補完する漁港の指定 (新設)</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第7章 緊急輸送計画 第1節 緊急輸送ネットワークの整備 第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定 1 緊急輸送施設等の指定 (1) 道路 県は、県庁、広域輸送拠点、市町災害対策本部及び隣接県並びに拠点医療機関と接続し、また、これを補完する道路を緊急輸送道路として指定する。 ア 高速自動車道及び一般国道とこれにアクセスする道路 イ 県庁、出先機関及び市役所、町村役場を結ぶ主要幹線道路 第2節 緊急道路啓開 緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことと、県・市町は、各種救済活動を円滑に実施するため、次の基準により緊急度の高い順に第1次緊急啓開道路、第2次緊急啓開道路に区分し、各道路管理者は、この路線に行うこととする。 路の損壊等の応急補修を優先的に行うこととする。 第1項 緊急啓開道路の選定基準 1 第1次緊急啓開道路 (1) 高速自動車道、主要国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等の幹線道路</p>	<p>第2編 災害予防計画 第13章 緊急輸送活動 第1項 緊急輸送ネットワークの形成 1 輸送施設等の指定 (1) 道路 ア 緊急輸送道路として主要となる幹線的な道路の指定 イ 幹線的な道路が被災し、通行不能となった場合を想定した代替路線の指定 (削除) (3) 漁港 ア 海上緊急輸送基地となる主要な漁港の指定 イ 海上緊急輸送基地を補完する漁港の指定</p> <p>第3編 災害応急対策計画 第7章 緊急輸送計画 第1節 緊急輸送ネットワークの整備 第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定 1 緊急輸送施設等の指定 (1) 道路 県は、県庁、広域輸送拠点、市町庁舎及び隣接県並びに災害拠点病院等とを接続し、また、これを補完する道路を緊急輸送道路として指定する。 ア 高速自動車道及び一般国道とこれにアクセスする幹線的な道路 イ 県庁、出先機関及び市役所、町役場を結ぶ幹線的な道路 第2節 緊急道路啓開 緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことと、各道路管理者において、対象道路の障害物の除去、道路の損壊等の応急補修を優先的に行うこととする。 第1項 緊急啓開道路の選定基準 被災状況を確認して、山口県緊急輸送道路ネットワーク計画の対象路線から選定する。ただし、対象道路の損傷が大きく応急復旧が困難である場合は代替路線を探索する。</p>

(2) 病院、消防署、警察署等の実活動部隊の拠点を結ぶ道路
 (3) 県庁及び総合庁舎等（災害対策地方本部となる出先機関の庁舎）を結ぶ道路
 2 第2次緊急啓開道路
 (1) 第1次緊急啓開道路と市町災害対策本部が設置される庁舎を結ぶ道路
 (2) 第1次緊急啓開道路と主要公共施設を結ぶ道路
 (3) 第1次緊急啓開道路と救援物資等の備蓄倉庫を結ぶ道路
 (4) 他県、市町の第2次緊急啓開道路との接続道路
 第3節 輸送車両等の確保
 第3項 緊急啓開作業体制
 2 啓開作業
 (4) 道路の確保に当たっては、2車線の確保を原則とするが、止むを得ない場合には、1車線とし、適当な箇所に車両の交錯ができる待避所を設ける。
 (6) 道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業協会等関係団体の支援を要請する。
 第4項 道路啓開に必要な資器材の確保
【各道路管理者】
 各道路管理者は、平素から道路啓開に必要な資器材の備蓄整備を行うとともに、建設業界等を通じて、使用できる建設機材等必要な資器材確保に努める。

第3節 輸送車両等の確保
 第3項 緊急啓開作業体制
 2 啓開作業
 (4) 道路の確保に当たっては、2車線の確保を原則とするが、止むを得ない場合には、1車線とし、適当な箇所に車両の離合ができる待避所を設ける。
 (6) 道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業協会、高速道路株式会社等の支援を要請する。
 第4項 道路啓開に必要な資器材の確保
【各道路管理者】
 各道路管理者は、平素から道路啓開に必要な資器材の備蓄整備を行うとともに、建設業協会、高速道路株式会社等を通じて、使用できる建設機材等必要な資器材確保に努める。

山口県緊急輸送道路ネットワーク計画図

管理者	延長
西日本高速道路(株)[高速道路]	257.1km
国土交通省[直轄国道]	452.6km
山口県[補助国道、県道]	1,319.6km
市町道等	44.7km
合計	2,074.0km

< 凡例 >

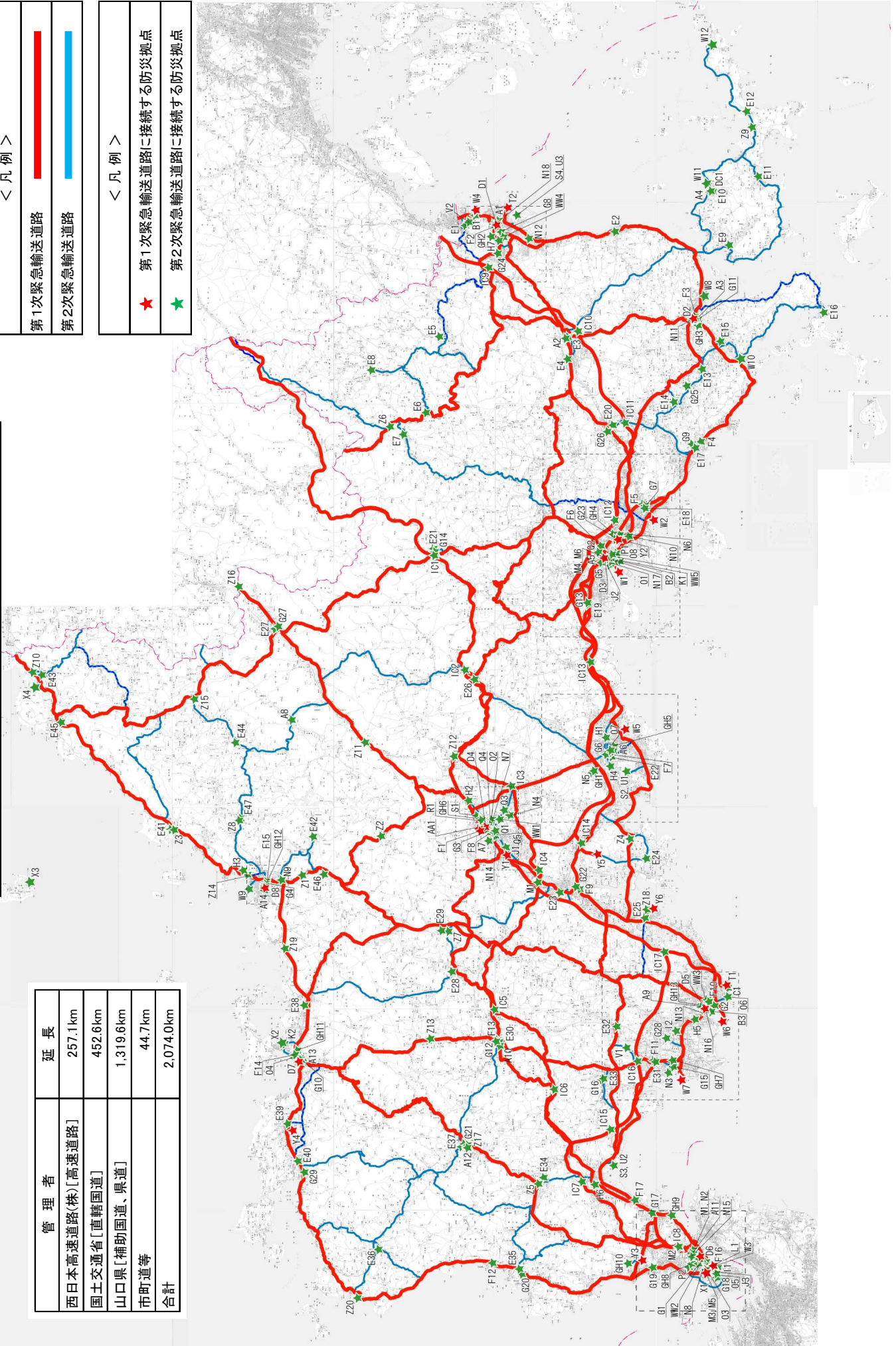
第1次緊急輸送道路 —

第2次緊急輸送道路 —

< 凡例 >

★ 第1次緊急輸送道路に接続する防災拠点

★ 第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点



山口県地域防災計画本編修正案（支援物資物流システム関係）新旧対照表

現行	修正案
<p>第3編 災害応急対策計画 第8章 緊急輸送計画 第1節 緊急輸送ネットワークの整備 第4項 発災時における緊急輸送施設の確保 大規模災害時には、緊急輸送ネットワークの確保を図る。 開設するとともに、緊急輸送施設の確保を図る。</p> <p>第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画 第3節 生活必需品等の供給計画 第1項 生活必需品等の供給体制 4 生活必需品等の集積地及び輸送拠点 (2) 県 ウ 県は被害想定に応じ活用する広域輸送拠点をあらかじめ選定しておくとともに、各基地における搬入・搬出手順等を定めておく。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第8章 緊急輸送計画 第1節 緊急輸送ネットワークの整備 第4項 発災時における緊急輸送施設の確保 1 大規模災害時には、緊急輸送ネットワークの中から必要な広域輸送拠点を開設するとともに、緊急輸送施設の確保を図る。 2 県災害対策本部内に、災害救助部を中心とした「緊急支援物資対策チーム」を設置し、支援物資に係る対応を一元的に処理する。 3 支援物資等の円滑な調達・供給を図るため、同チーム及び広域輸送拠点に民間物流専門家等の派遣を要請するとともに、広域輸送拠点施設の運営に必要な人員を配置するための職員等を確保する。 4 広域輸送拠点施設の運営等については、別に定める支援物資物流マニュアルによるものとする。</p> <p>第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画 第3節 生活必需品等の供給計画 第1項 生活必需品等の供給体制 4 生活必需品等の集積地及び輸送拠点 (2) 県 ウ 県は被害想定に応じ活用する広域輸送拠点をあらかじめ選定しておくとともに、各基地における搬入・搬出手順等を定めておく。 各基地における搬入・搬出手続等については、別に定める支援物資物流マニュアルによるものとする。</p>

山口県地域防災計画震災対策編修正案（支援物資物流システム関係）新旧対照表

現行	修正案
<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 緊急輸送計画 第1節 緊急輸送ネットワークの整備 第4項 発災時における緊急輸送施設の確保 大規模地震時には、緊急輸送ネットワークの中から必要な広域輸送拠点を開設するとともに、緊急輸送施設の確保を図る。</p> <p>第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画 第3節 生活必需品等の供給計画 第1項 生活必需品等の供給体制 4 生活必需品等の集積地及び輸送拠点 (2) 県 ウ 県は被害想定に応じ活用する広域輸送拠点をあらかじめ選定しておくとともに、各基地における搬入・搬出手順等を定めておく。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第7章 緊急輸送計画 第1節 緊急輸送ネットワークの整備 第4項 発災時における緊急輸送施設の確保 1 大規模地震時には、緊急輸送ネットワークの中から必要な広域輸送拠点を開設するとともに、緊急輸送施設の確保を図る。 2 県災害対策本部内に、災害救助部を中心とした「緊急支援物資対策チーム」を設置し、支援物資に係る対応を一元的に処理する。 3 支援物資等の円滑な調達・供給を図るため、同チーム及び広域輸送拠点到民間物流専門家等の派遣を要請するとともに、広域輸送拠点施設の運営に必要な人員を配置するための職員等を確保する。 4 広域輸送拠点施設の運営等については、別に定める支援物資物流マニュアルによるものとする。</p> <p>第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画 第3節 生活必需品等の供給計画 第1項 生活必需品等の供給体制 4 生活必需品等の集積地及び輸送拠点 (2) 県 ウ 県は被害想定に応じ活用する広域輸送拠点をあらかじめ選定しておくとともに、各基地における搬入・搬出手順等を定めておく。 各基地における搬入・搬出手続等については、別に定める支援物資物流マニュアルによるものとする。</p>

山口県地域防災計画本編修正案（放射性物質関係）新旧対照表

現行	修正案
<p>第2編 災害予防計画 第17章 産業災害予防計画 第2節 危険物等災害予防計画 第7項 放射性物質の災害予防対策 （放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律、電離放射線障害防止規則）</p>	<p>第2編 災害予防計画 第17章 産業災害予防計画 第2節 危険物等災害予防計画 第7項 放射性物質の災害予防対策 （削除）</p>
<p>【<u>県</u>（防災危機管理課、医務保険課及び関係課）・<u>国</u>（山口労働局）】 （新設）</p>	<p>【<u>県</u>（防災危機管理課、医務保険課及び関係課）・<u>国</u>（山口労働局）】</p>
<p>1 放射線障害予防規程の設定（<u>法</u>第31条、<u>同法施行規則</u>第21条）</p>	<p>1 放射線障害予防規程の設定（<u>同法</u>第21条）</p>
<p><u>ア</u>（略）</p>	<p><u>ア</u>（略）</p>
<p><u>イ</u>（略）</p>	<p><u>イ</u>（略）</p>
<p><u>ア</u>（略）</p>	<p><u>ア</u>（略）</p>
<p><u>イ</u>（略）</p>	<p><u>イ</u>（略）</p>
<p><u>ウ</u>（略）</p>	<p><u>ウ</u>（略）</p>
<p><u>エ</u>（略）</p>	<p><u>エ</u>（略）</p>
<p><u>オ</u>（略）</p>	<p><u>オ</u>（略）</p>
<p><u>カ</u>（略）</p>	<p><u>カ</u>（略）</p>
<p><u>キ</u>（略）</p>	<p><u>キ</u>（略）</p>
<p><u>ク</u>（略）</p>	<p><u>ク</u>（略）</p>
<p><u>ケ</u>（略）</p>	<p><u>ケ</u>（略）</p>
<p><u>コ</u>（略）</p>	<p><u>コ</u>（略）</p>
<p><u>ク</u>（略）</p>	<p><u>ク</u>（略）</p>
<p>2 取扱いの制限（<u>法</u>第31条）</p>	<p>取扱いの制限（<u>同法</u>第31条）</p>
<p><u>ウ</u>（略）</p>	<p><u>ウ</u>（略）</p>
<p>3 危険時の措置（<u>法</u>第33条、<u>同法施行規則</u>第29条、<u>消防法</u>第24条、<u>電離放射線障害防止規則</u>第5条）</p>	<p>3 危険時の措置（<u>同法</u>第33条、<u>消防法</u>第24条、<u>同規則</u>第5条）</p>
<p><u>ア</u>（略）</p>	<p><u>ア</u>（略）</p>
<p><u>イ</u>（略）</p>	<p><u>イ</u>（略）</p>
<p><u>ア</u>（略）</p>	<p><u>ア</u>（略）</p>
<p><u>イ</u>（略）</p>	<p><u>イ</u>（略）</p>
<p><u>ウ</u>（略）</p>	<p><u>ウ</u>（略）</p>
<p><u>エ</u>（略）</p>	<p><u>エ</u>（略）</p>
<p><u>オ</u>（略）</p>	<p><u>オ</u>（略）</p>
<p><u>カ</u>（略）</p>	<p><u>カ</u>（略）</p>

キ (略)

4 健康診断 (電離放射線障害防止規則第8章)

5 計画の届出 (電離放射線障害防止規則第61条)

6 被ばく線量の測定 (規則第20条)

(新設)

7 放射性物質の所在状況
資料編[9-9]……放射性同位元素等取扱事業所

8 通報体制の整備
県は、事故等の連絡通報体制 (夜間、休日を含む) 及び受信した情報の連絡通報体制を確立する。

第3編 災害応急対策計画
第23章 産業災害対策計画
第1節 化学工場等産業災害対策計画
第4項 放射性物質の保安対策
【県 (防災危機管理課・医務保険課)】

1 実施機関
(1) 施設の所有者及び管理者
資料編[9-9]……放射性同位元素等取扱事業所

2 応急措置
(1) 施設の所有者及び管理者の措置
ア 放射線源の露出、拡散等の発生若しくはおそれがある場合は、所轄労働基準監督署、警察、市町、海上保安部・署等に通報する。

キ (略)

4 健康診断 (同規則第8章)

5 計画の届出 (同規則第61条)

6 被ばく線量の測定 (放射性同位元素 (放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律第20条))

2 核燃料物質 (核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。同法施行令第41条非該当事業者に限る。)

核燃料物質の加工、貯蔵及び廃棄の事業等に関し、使用及び貯蔵等について規制を行うことにより、環境の保全等を図るものである。

(1) 使用の許可・取消し等
核燃料物質を使用しようとする者は、原子力規制委員会の許可を要する。(同法第52条、同法第53条)

また、原子力規制委員会は、使用者が下記(3)の基準に違反した場合などには、上記許可を取消し、又は核燃料物質の使用の停止を命ずることができ。(同法第56条)

(2) 記録 (同法第56条の2)

(3) 使用及び貯蔵の基準の遵守 (同法第57条)

(4) 廃棄及び運搬の基準の遵守 (同法第57条の4及び第57条の5)

3 放射性物質の所在状況
資料編[9-9]……放射性同位元素等取扱事業所
資料編[9-10]……核燃料使用施設 (政令第41条非該当事業所)

4 通報体制の整備
県は、事故等の連絡通報体制 (夜間、休日を含む) 及び受信した情報の連絡通報体制を確立する。

第3編 災害応急対策計画
第23章 産業災害対策計画
第1節 化学工場等産業災害対策計画
第4項 放射性物質の保安対策
【県 (防災危機管理課・環境政策課・厚政課・医務保険課・地域医療推進室・健康増進課)】

1 実施機関
(1) 施設の所有者及び管理者
資料編[9-9]……放射性同位元素等取扱事業所
資料編[9-10] ……核燃料使用施設 (政令第41条非該当事業所)

2 応急措置
(1) 施設の所有者及び管理者の措置
ア 放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、国 (所轄労働基準監督署、海上保安部・署等)、警察、市町等に通報する。

(2) 市町の措置（消防機関）
 ア 事故等の発生若しくはおそれがある場合、直ちに、県に通報する。
 イ 人命への危険が切迫しているときは、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難勧告、避難の指示を行う。
 (3) 県の措置（防災危機管理課・医務保険課）

(2) 市町の措置（消防機関）
 ア 事故等の発生若しくはおそれがある場合、直ちに、県に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。
 イ 放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合には、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難勧告、避難の指示を行う。
 (3) 県の措置（防災危機管理課・環境政策課・厚政課・医務保険課・地域医療推進室・健康増進課）